

「指定居宅介護サービス・介護予防・日常生活支援総合事業」重要事項説明書
～通所介護・総合事業～

当施設は介護保険の指定を受けています。

通所介護／総合事業
(群馬県指定第1070200371号)

当事業所はご契約者に対して通所介護サービス・総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

●目 次●

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 職員の配置状況	4
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
5. 訪問介護サービスの利用に関する留意事項	11
6. 苦情の受付について	12

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人希望館
- (2) 法人所在地 群馬県高崎市江木町1093番地1
- (3) 電話番号 027-322-4985
- (4) 代表者氏名 理事長 松澤 斉
- (5) 設立年月日 昭和27年 4月22日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成12年1月4日指定
指定介護予防通所介護事業所・群馬県1070200371号
※当事業所は特別養護老人ホーム希望館に併設されています。

(2) 事業所の目的

介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者（利用者）に、通所介護サービス（総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）含む）を提供します。

- (3) 施設の名称 希望館デイサービスセンター
(通所介護および総合事業（予防通所介護相当サービス）)

- (4) 施設の所在地 群馬県高崎市江木町1093番地1

- (5) 電話番号 027-322-4985

- (6) 施設長（管理者） 氏名 田口 和俊

(7) 当施設の運営方針

センターの従業者は、要介護者等の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、ご契約者（利用者）の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにご契約者（利用者）の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(8) 開設（サービス開始）年月

通所介護	平成12年4月1日
総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）	平成30年4月1日

(9) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

[短期入所生活介護]	平成12年4月1日指定	群馬県第1070200413号
[介護予防短期入所生活介護]	平成18年4月1日指定	群馬県第1070200413号
[予防通所介護相当サービス]	平成30年4月1日指定	群馬県第1070200488号
[居宅介護支援事業]	平成11年9月30日指定	群馬県1070200124号
[配食サービス]		

(10) 通常の事業の実施地域 高崎市全域（旧倉渕村・旧箕郷町・旧群馬町
旧新町・旧榛名町・旧吉井町を除く）

(11) 営業日及び営業時間

①営業日

日曜以外（休業有）

②受付時間（申し込み等）

月～土： 8:20～18:00 電話等により24時間常時連絡可能

③サービス提供時間

月～土：9:00～17:00

④休館日

原則として日、年末年始

(12) 利用定員 30人

3. 職員の配置状況

<主な職種の勤務体制>

1. 管理者	1名の管理者が勤務します。 管理者は従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
2. 生活相談員	原則として1名の生活相談員が勤務します。 生活相談員は利用者及びその家族からの相談に応じるとともに、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等との連絡調整を行う。
3. 介護職員	営業時間内に勤務する者 5～6名 介護職員は入浴介助等の日常生活上必要な介護を行う。
4. 看護職員	原則として1名の看護職員が勤務します。 看護職員は各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。
5. 機能訓練指導員	原則として1名の看護職員、1名の機能訓練指導員が勤務します。 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導を行う。

●土曜日は上記と異なります。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者（利用者）に対して以下のサービスを提供します。

通所介護・総合事業（介護予防・日常生活支援総合事

また、それぞれのサービスについて、介護保険の給付の対象となるものと、ならないものがあります。

（１）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第４条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（割合負担証の割合に応じる）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①食事（但し、食材料費は別途いただきます。）

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立により、栄養並びにご契約者（利用者）の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。

（食事時間）

12：30～13：30

②入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも個浴を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・プランに基づいた在宅生活に合わせた排泄介助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者（利用者）の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条、二者契約書第８条第３項、三者契約書第９条第３項参照）

以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者（利用者）の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 介護保険給付の「支給限度額を超えるサービス」

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者（利用者）の負担となります。

② 食事の材料の提供（食材料費）

ご契約者（利用者）に提供する食事の材料にかかる費用です。

料金：１回あたり 昼食５８０円

③ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者（利用者）利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：原則として、材料代等の実費をいただきます。

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

ご契約者（利用者）利用者の日常生活上で必要なものを購入する場合があります。

利用料金：要した費用の実費

⑤ 理髪・美容

理容師の出張による理容サービス（調髪、顔剃、先髪）をご利用いただけます。

利用料金：要した費用の実費

⑥ 通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金をいただきます。

高崎市（旧高崎市域）以外の方の利用料金： 1km 18円

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

（3）利用料金のお支払い方法（二者契約書第8条、三者契約書第9条参照）

1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、現金又は振込でお支払い下さい。

（4）利用の中止、変更、追加（二者契約書第9条、三者契約書第10条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者（利用者）の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料をいただくことはありません。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業者の稼働状況によりご契約者（利用者）の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時をご利用者へ提示して協議します。

5. 苦情の受付について（二者契約書25条、三者契約書26条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口担当者 TEL 027-322-4985 FAX 027-322-8885

中島拓哉

○受付時間 9：00～18：00（電話受付24時間可）

（2）行政機関その他苦情受付機関

高崎市役所 介護保険課	所在地	群馬県高崎市高松町35-1	
	電話番号	027-321-1250	FAX 027-321-1166
	受付時間	月曜日～金曜日 8：30～17：30	

国民健康保険団体連合会 介護保険推進課	所 在 地	群馬県前橋市元総社町 3 3 5 - 8
	電話番号	027-290-1376 F A X 027-255-5077
	受付時間	月曜日～金曜日 8 : 3 0 ～ 1 7 : 0 0
群馬県介護保険室	所 在 地	群馬県前橋市大手町 1 - 1 - 1
	電話番号	027-226-2571 F A X 027-220-4320
	受付時間	月曜日～金曜日 8 : 3 0 ～ 1 7 : 3 0

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 5 階
- (2) 建物の延べ床面積 4 8 9 9.6 2 m²
- (3) 事業所の周辺環境 住宅街に位置し、買い物等に非常に便利。
- (4) 施設の周辺環境 同上

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員・・・利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。15名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。なお5名ごと利用者が増えるごとに1名の介護職員が増します。

生活相談員・・・利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。2名の生活指導員を配置しています。

看護職員・・・主に利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。2名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員・・・利用者の機能訓練を担当します。1名の機能訓練指導員を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご契約者（利用者）に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅介護支援計画（ケアプラン）または介護予防支援計画（介護予防プラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスに係る介護計画および介護予防計画（以下、「個別サービス計画」という。）に定めます。

契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

①当事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）に個別サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

②①の担当者は個別サービス計画の原案について、ご契約者（利用者）及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

③個別サービス計画は、居宅介護支援計画（ケアプラン）または介護予防支援計画が変更さ

れた場合、もしくはご契約者（利用者）及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者（利用者）及びその家族等と協議して、個別サービス計画を変更します。

④個別サービス計画が変更された場合には、ご契約者（利用者）に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

（２）ご契約者（利用者）に係る「居宅介護支援計画（ケアプラン）」「介護予防支援計画（介護予防プラン）」が作成されていない場合サービス提供の流れは次の通りです。

- 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- 個別サービス計画を作成し、それに基づき、ご契約者（利用者）にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）

居宅介護支援計画（ケアプラン）の作成

- 作成された居宅介護支援計画に沿って、個別サービス計画を変更し、それに基づき、ご契約者（利用者）にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

④個別サービス計画が変更された場合には、ご契約者（利用者）に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

※要介護認定を受けていない場合

- 要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- 個別サービス計画を作成し、それに基づき、ご契約者（利用者）にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）

要支援、要介護と認定された場合		自立と認定された場合	
○居宅介護支援計画（ケアプラン）または介護予防支援計画（介護予防プラン）を作成していただきます。必要に応じて、居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。		○契約は終了します。 ○既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。	

○作成された居宅介護支援計画または介護予防支援計画に沿って、個別サービス計画を変更しそれに基づき、ご契約者（利用者）にサービスを提供します。 ○介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

4. サービス提供における事業者の義務（二者契約書第11条、第12条参照。三者契約書第12条、第13条参照。）

当事業所は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、ご利用者の生命、身体、生活環境等の安全・確保やプライバシーの保護などに配慮するなど、二者契約書第11条、第12条、三者契約書第12条、第13条に規定される義務を負います。当事業所では、契約書（利用者）に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者（利用者）の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者（利用者）の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者（利用者）から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者（利用者）に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご契約者（利用者）に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者（利用者）または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者（利用者）へのサービス提供時において、ご契約者（利用者）に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処理を講じます。
- ⑥ご契約者（利用者）又はご家族のお求めに応じて、サービス提供記録を開示いたします。
- ⑦事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者（利用者）またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者（利用者）に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者（利用者）の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者（利用者）との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者（利用者）の同意を得ます。

5. 個人情報保護について

別紙「個人情報の使用に関する同意書」に記載のとおり、知り得た情報については、利

用目的以外に使用する事はいたしません。

6. 事故発生時の対応について

事故発生時には、あらかじめ届けられた緊急連絡先に連絡すると共に、かかりつけ医への連絡を取る等必要な措置を講じると共に、各行政関係機関への通告を行います。

7. 非常災害対策について

①当施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います

災害対策に関する担当者（防火管理者） **（職・氏名） 管理者・田口和俊**

②非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。

③定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。

8. 高齢者虐待防止について

当施設は、ご利用者等の人権擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 **（職・氏名） 管理者・田口和俊**

②成年後見制度の利用を支援します。

③苦情解決体制を整備しています。

④職員に対する人権擁護・虐待防止を啓発するための研修を実施しています。

⑤職員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、職員がご利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

⑥サービス提供中に、当施設の職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報します

9. 身体拘束について

当事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が

及ぶことを防止することができない場合に限りです。

- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

10. 衛生管理等

- (1) 職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

11. サービスの利用に関する留意事項

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

冷暖房器具・調理器具（コンロ・電子レンジ等）・テレビ・たんす・ペット

※その他ここで示さないものについても協議の上持ち込みをご遠慮いただくことがあります。

- (2) 施設・設備の使用上の注意（二者契約書第13条、第14条参照。三者契約書第14条、第15条参照。）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者（利用者）に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所敷地内は禁煙となっております。

6. 損害賠償について（二者契約書第15条、第16条参照。三者契約書第16条、第17条参照。）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者（利用者）に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者（利用者）に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者（利用者）の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

また、サービス従事者が適切なケアを実施し、巡視、見守り等の対策を実施していたにも関わらず、ご契約者（利用者）の心身の事由による転倒転落事故に起因して損害が発生した場合や、サービス従事者が直接的なケアを提供していない場面において、前述の内容に該当する場合は、事業所の損害賠償とならない場合があります。

事業所として、サービス従事者がご契約者（利用者）の身体状況、精神状況を考慮し、最大限の安全配慮を行ったうえで適切なケアを提供させていただきますが、事故等を100%未然に防ぐことは出来ません。専門家のご意見を聞いた結果、場合によっては損害賠償の対象にならないことをご理解下さい。

1 2. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から6か月間ですが、契約期間満了の7日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に6か月間同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（二者契約書第18条参照。三者契約書第19条参照。）

- ①ご契約者（利用者）が死亡した場合
- ②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者（利用者）に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者（利用者）から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい）

（1）ご契約者（利用者）から解約・契約解除の申し出（二者契約書第19条、第20条参照。三者契約書第20条、第21条参照。）

契約の有効期間であっても、ご契約者（利用者）から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②事業所の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ご契約者（利用者）が入院された場合（一部解約はできません）
- ④ご契約者（利用者）の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合（一部解約はできません）
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（二者契約書第２１条参照、三者契約書第２２条参照。）

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者（利用者）が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者（利用者）による、サービス利用料金の支払が３か月以上遅延し、１ヶ月の催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者（利用者）が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（３）契約の一部が解約又は解除された場合（二者契約書第２２条、三者契約書第２３条参照）

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

（４）契約終了に伴う援助（二者契約書第１８条、三者契約書第１９条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者（利用者）の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

８．提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	未実施
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

令和 年 月 日

指定居宅サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者職名 _____ 氏 名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____ 氏 名 _____ 印 _____

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条及び第125条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

希望館デイサービスご利用料金					
希望館デイサービスの利用料金は以下のとおりとなります。					
ご了承くださいますようお願い申し上げます。					

利用料金（介護料金1割負担分/1日当たり/食事負担別）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3～4時間	380円	435円	492円	548円	604円
4～5時間	399円	456円	516円	576円	634円
5～6時間	586円	692円	798円	904円	1011円
6～7時間	660円	708円	818円	926円	1036円
7～8時間	676円	798円	925円	1051円	1179円
8～9時間	687円	813円	940円	1070円	1179円

※同一建物減算…事業所と同一建物に居住されている方及び同一建物から利用される方、1日につき－100円となります。
送迎減算…事業所が送迎を行わない場合、片道－50円となります。

別途サービス料金

入浴介助加算Ⅰ	41円/回
個別機能訓練加算Ⅰ（イ）	58円/回
個別機能訓練加算Ⅰ（ロ）	78円/回
科学的介護推進体制加算	41/月
お食事代	（食材費＋調理費）580円/食

総合事業サービス（介護料金1割負担分/1日当たり/食事負担別）

要支援1（相当）	1847円/月
要支援2（相当）	3719円/月

サービス提供体制加算

	サービス提供体制加算（Ⅰ）
要支援1（相当）	91円/月
要支援2（相当）	181円/月
要介護1～5	23円/日

介護職員処遇改善加算

	処遇改善加算（Ⅰ）
各介護度共通	1ヶ月の利用料金×9.2%

				令和7年4月1日
				社会福祉法人希望館
				理事長 松澤 斉